柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正について

令和元年11月26日 こども部保育整備課

1 改正の趣旨

「建築基準法の一部を改正する法律」を踏まえ、国の基準(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「国基準」という。)」)が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

※同条例を準用している「柏市認定こども園の認定の要件を定める条例」第18条について、附則による改正を行います。

2 類型

類型	主な特徴	本市施設数 (H31. 4 現在)	
	定員20人以上(柏市公募要領では9	66	
保育所	0人以上を基本に最低60人以上)		
	※全員保育士		

3 改正内容

児童福祉法第34条の16第2項及び国基準第1条第1項の規定により、<u>改正条項は</u> <u>従うべき基準</u>とされていることから、次の事項について、<u>国基準に従い別紙のとおり改</u> 正します。

(1) 保育所の設備基準に係る現行規制の維持

※柏市における該当施設なし。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年2月 令和2年第1回定例会に議案提出

(別紙) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正に係る国基準(省令)の改正内容

国基準(省令)			対象	柏市対応	
条項	区分	項目	内容	刈水	(案)
第32条第8項	従うき準		建築基準法の改正により、3階で延べ床面積が200㎡未満のものは耐火建築物とする対象から除かれることとなったが、保育所については、改正前と同等の耐火性能を担保することとした。	保育所	(第34条 第8号) 国基準 どおり 改正